

令和3年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成17年4月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされてきました。この調査は、両法がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合されたことに伴い、個人情報保護委員会において実施することとなりました。

令和3年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関・法人

- ・ 国の行政機関（49機関）
- ・ 独立行政法人等（191法人）

○ 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの状況について、令和4年3月31日現在で調査

1 個人情報ファイルの状況

（1）個人情報ファイルの保有状況

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報ファイルについては、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、識別される個人の数が1,000人以上のものにつき個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

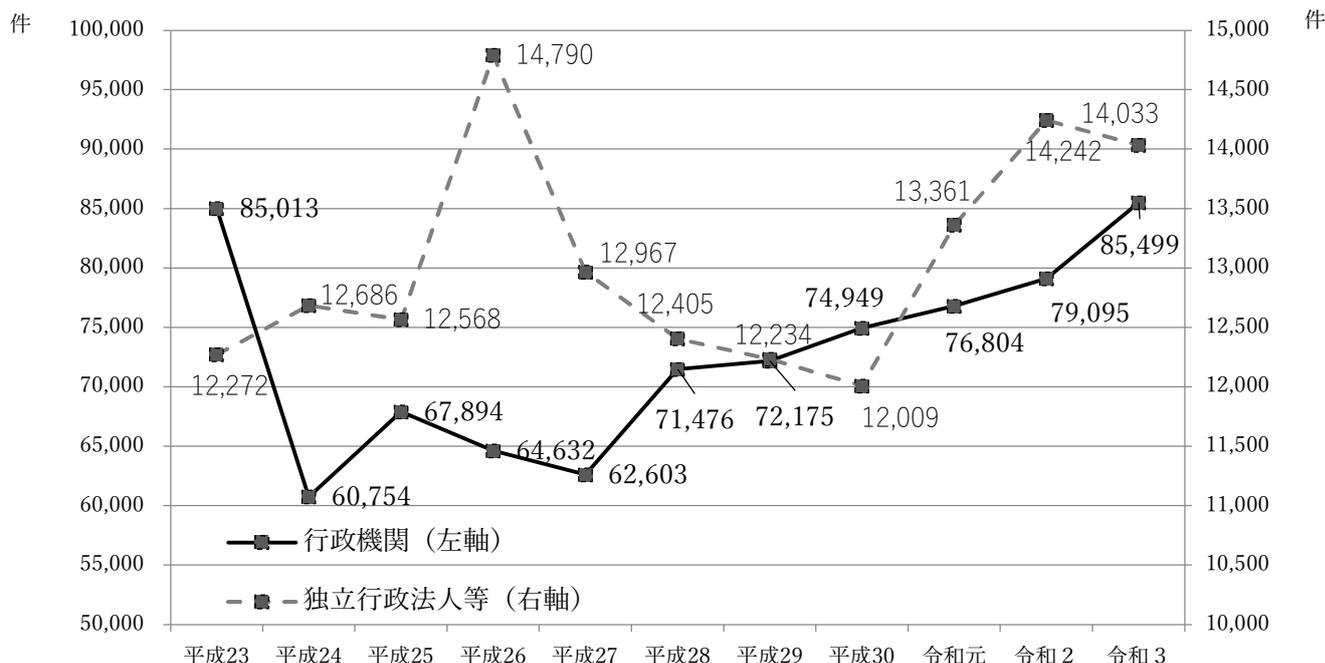
令和4年3月31日現在、個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイルの数は、下表のとおり。

○ 個人情報ファイル数

（単位：ファイル）

年 度	行政機関	独立行政法人等
令和3年度	85,499	14,033
（前年度）	79,095	14,242

○ 個人情報ファイル数の推移



○ 個人情報ファイル数の機関・法人別内訳

(単位: ファイル)

行政機関	令和3年度	(前年度)
国税庁	78,974	72,308
法務省	4,485	4,818
厚生労働省	587	562
財務省	253	245
総務省	177	181
その他	1,023	981
計	85,499	79,095

独立行政法人等	令和3年度	(前年度)
日本司法支援センター	2,997	3,042
国立病院機構	2,547	2,610
地域医療機能推進機構	1,399	1,448
筑波大学	446	408
国立高等専門学校機構	374	345
その他	6,270	6,389
計	14,033	14,242

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

○ 利用目的以外の目的のために利用・提供した個人情報ファイル数

(単位：ファイル)

区 分	年 度	行政機関	独立行政法人等
個別の法令に基づく場合（注1）	令和3年度	3,223	350
	（前年度）	2,585	373
法定の要件を満たす場合 （注2）	令和3年度	1,634	339
	（前年度）	1,303	324
①本人の同意を得て、又は本人 に提供する場合	令和3年度	420	299
	（前年度）	115	281
②行政機関又は独立行政法人 等内部で利用することに相当 な理由のある場合	令和3年度	41	20
	（前年度）	57	23
③他の行政機関等に提供する ことに相当の理由のある場合	令和3年度	1,219	35
	（前年度）	1,222	34
④本人の利益や社会公共の利 益のための提供など特別の理 由のある場合	令和3年度	71	23
	（前年度）	73	22

（注1）「個別の法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条に基づき滞納処分のために行われる調査に協力するため、滞納者に係る保有個人情報を徴収職員に提供する場合などがある。

（注2）「法定の要件を満たす場合」とは、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、①本人の同意を得て、又は本人に提供する場合、②行政機関又は独立行政法人等内部で利用することに相当な理由のある場合、③他の行政機関等に提供することに相当の理由のある場合、④本人の利益や社会公共の利益のための提供など特別の理由のある場合である（行政機関個人情報保護法第8条第2項各号、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項各号）。例えば、総務省が関係無線局の適正な運用管理を補完しひいては無線通信の秩序維持を図るため、総合無線局管理ファイルに関係事業者を提供する場合などがある。

1つの個人情報ファイルの利用目的以外の目的での利用又は提供が、上記①～④の複数に該当する場合があるため、本表の①～④の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない。

2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

（1）開示、訂正又は利用停止請求

令和3年度に受け付けた開示、訂正又は利用停止請求の件数は、下表のとおり。

開示請求の件数についてみると、行政機関では129,386件、独立行政法人等では3,459件である。

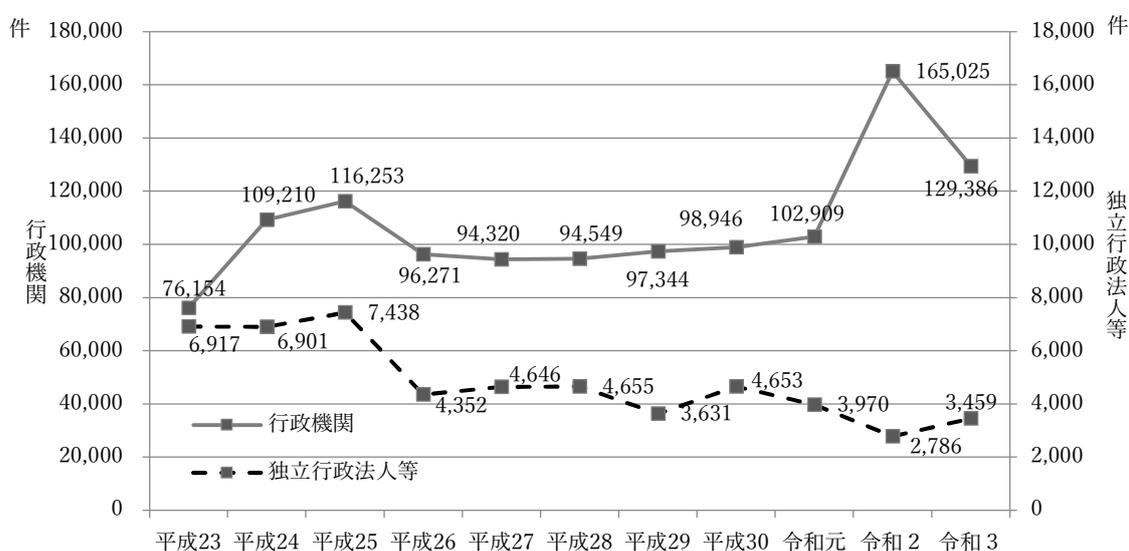
行政機関における開示請求件数については、前年度の8割程度となっているが、これは前年度の増加要因となっていた国税庁に対する本人提出の確定申告書等に係る開示請求が減少したことが要因の一つである。

○ 開示、訂正又は利用停止請求の件数

(単位：件)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	令和3年度	129,386	3,459
	(前年度)	165,025	2,786
訂正請求	令和3年度	91	11
	(前年度)	39	35
利用停止請求	令和3年度	67	3
	(前年度)	45	1

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関・法人別内訳

(単位：件)

行政機関	令和3年度	(前年度)
国税庁	83,868	122,992
出入国在留管理庁	26,541	25,346
厚生労働省	13,907	13,140
金融庁	2,268	1,453
法務省	1,380	1,002
その他	1,422	1,092
計	129,386	165,025

独立行政法人等	令和3年度	(前年度)
航空大学校	576	425
東京医科歯科大学	282	239
国立がん研究センター	265	185
外国人技能実習機構	229	32
日本年金機構	200	228
その他	1,907	1,677
計	3,459	2,786

(2) 開示、訂正又は利用停止決定等

令和3年度にされた開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、下表のとおり。

開示請求に係る決定についてみると、行政機関では、決定が126,364件なされ、このうち、全部を開示する決定が61,205件(48.4%)、一部を開示する決定が62,073件(49.1%)、不開示の決定が3,086件(2.4%)となっている。また、独立行政法人等では、決定が3,407件なされ、このうち、全部を開示する決定が2,684件(78.8%)、一部を開示する決定が616件(18.1%)、不開示の決定が107件(3.1%)となっている。

○ 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	年度	行政機関				独立行政法人等			
		計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定	計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定
開示請求	令和3年度	126,364 (100)	61,205 (48.4)	62,073 (49.1)	3,086 (2.4)	3,407 (100)	2,684 (78.8)	616 (18.1)	107 (3.1)
	(前年度)	164,388 (100)	65,076 (39.6)	96,557 (58.7)	2,755 (1.7)	2,783 (100)	2,170 (78.0)	473 (17.0)	140 (5.0)
訂正請求	令和3年度	87 (100)	2 (2.3)	8 (9.2)	77 (88.5)	13 (100)	0 (0)	1 (7.7)	12 (92.3)
	(前年度)	34 (100)	4 (11.8)	6 (17.6)	24 (70.6)	32 (100)	0 (0)	3 (9.4)	29 (90.6)
利用停止請求	令和3年度	44 (100)	0 (0)	0 (0)	44 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (100)
	(前年度)	36 (100)	0 (0)	0 (0)	36 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (100)

(3) 審査請求

開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、行政機関の長又は独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

令和3年度にされた審査請求の件数は、下表のとおり。

○ 審査請求の件数

(単位：件)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
開示決定等	令和3年度	272	104
	(前年度)	255	67
訂正決定等	令和3年度	32	15
	(前年度)	15	17
利用停止決定等	令和3年度	19	2
	(前年度)	10	0

(4) 訴訟

令和3年度に新たに地方裁判所に提起された開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、下表のとおり。

○ 訴訟の件数

(単位：件)

年 度	行政機関	独立行政法人等
令和3年度	6	6
(前年度)	5	4

3 安全確保措置の運用状況

(1) 安全確保にかかる規定の整備状況

総務省は、安全確保措置に関し、各行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、各行政機関及び独立行政法人等は、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程(個人情報保護管理規程)を定めている。

かかる規程の整備状況について調査したところ、概ね必要な規程が整備されていることが確認されたが、いくつかの独立行政法人等については指針の改訂に伴った適切な見直しがなされていないことが確認され、また、研修について参加の機会を付与する等の必要な措置に関する規定については、規定で定めなくとも運用で参加の機会が確保できていること等を理由に、規程を整備していない独立行政法人等が見受けられた。

(2) 個人情報の不適正管理事案の状況

ア 個人情報の不適正管理事案の発生形態

令和3年度に、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案(以下「個人情報の不適正管理事案」という。)の件数は、行政機関では1,076件、独立行政法人等では2,575件である。

発生形態別にみると、配送事故(配送を請け負った事業者による誤送付、紛失)の割合は行政機関では40.7%、独立行政法人等では64.8%を占めており、これを除いた事案は、行政機関では59.3%、独立行政法人等では35.2%である。配送事故以外の事案の中での割合は、行政機関では誤送付・誤送信46.6%(配送事故以外に占める割合。以下この項目において同じ。)及び紛失22.6%が多く、独立行政法人等では誤送付・誤送信48.1%及び誤交付27.3%が多くなっている。

なお、独立行政法人等では前年度に比べ個人情報の不適正管理事案が600件増加しているが、これは日本年金機構における配送事故が1,367件と、前年度707件から660件増加したことが主な要因である。

○ 個人情報の不適正管理事案の件数（発生形態別）

（単位：件、％）

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数													
		配送事故以外											配送事故		
		発生形態別											発生形態別		
		誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	インターネット上に誤って流出	不正アクセス・不正プログラム インターネット上への流出を確認	盗難	その他	誤送付・誤送信	紛失				
行政機関	令和3年度	1,076 [100]	638 [59.3] (100)	297 (46.6)	73 (11.4)	69 (10.8)	144 (22.6)	7 (1.1)	9 (1.4)	1 (0.2)	3 (0.5)	36 (5.6)	438 [40.7] <100>	434 <99.1>	4 <0.9>
	前年度	1,200 [100]	719 [59.9] (100)	321 (44.6)	97 (13.5)	82 (11.4)	139 (19.3)	11 (1.5)	8 (1.1)	0 (0)	5 (0.7)	56 (7.8)	481 [40.1] <100>	473 <98.3>	8 <1.7>
独立行政法人等	令和3年度	2,575 [100]	907 [35.2] (100)	436 (48.1)	248 (27.3)	16 (1.8)	99 (10.9)	7 (0.8)	33 (3.6)	0 (0)	6 (0.7)	62 (6.8)	1,668 [64.8] <100>	1,404 <84.2>	264 <15.8>
	前年度	1,975 [100]	956 [48.4] (100)	506 (52.9)	232 (24.3)	17 (1.8)	103 (10.8)	20 (2.1)	14 (1.5)	1 (0.1)	3 (0.3)	61 (6.4)	1,019 [51.6] <100>	742 <72.8>	277 <27.2>

○ 個人情報の不適正管理事案の件数の機関・法人別内訳（配送事故以外）

（単位：件）

行政機関	令和3年度	（前年度）
厚生労働省	187	248
国税庁	148	196
経済産業省	44	44
その他	259	231
計	638	719

独立行政法人等	令和3年度	（前年度）
国立病院機構	280	302
日本年金機構	81	116
九州大学	54	62
その他	492	476
計	907	956

イ 個人情報の不適正管理事案の規模

個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人（個人情報によって識別される特定の個人）の数は、5人以下のものが行政機関では903件(83.9%)、独立行政法人等では2,390件(92.8%)となっている。

本人数1万人を超える事案として、行政機関では、財務省において保存期間満了前の保有個人情報を含む文書を誤って廃棄した事案（本人数約2万人）や国税庁において保存期間満了後の文書を廃棄前に必要な手続を踏む前に誤って廃棄した事案（本人数約2万人）があった。独立行政法人等では、日本年金機構において他者の氏名、住所及び基礎年金番号を記載した振込通知書を誤送付した事案（本人数約97万人）、東海国立大学機構において職員1名のメールアドレスへの不正アクセスがあり、当該アカウントで送受信していたメール記載の保有個人情報が閲覧されたおそれがあるもの（ただし流出は確認されていない。本人数約1万人。）があった。

○ 個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人の数別内訳
(単位：件、%)

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数（再掲）					
		本人の数					
		1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～	
行政機関	令和3年度	1,076 (100)	903 (83.9)	116 (10.8)	19 (1.8)	26 (2.4)	12 (1.1)
	(前年度)	1,200 (100)	1,050 (87.5)	83 (6.9)	17 (1.4)	40 (3.3)	8 (0.7)
独立行政法人等	令和3年度	2,575 (100)	2,390 (92.8)	126 (4.9)	20 (0.8)	31 (1.2)	8 (0.3)
	(前年度)	1,975 (100)	1,823 (92.3)	88 (4.5)	16 (0.8)	34 (1.7)	14 (0.7)

ウ 個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

令和3年度においては、個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟について、新たに提訴されたものが1件あった（日本政策金融公庫）。

(3) 監査・点検の状況

指針においては、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うこと、また、保護管理者（各課室等の長等）は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

令和3年度において、消防庁を除く調査対象機関及び法人が、監査又は自己点検を実施しており（消防庁は災害対応のため令和3年度内に実施できなかったもの）、実施された監査又は自己点検において、行政機関では、措置を要する事項があると認められたものが15機関、認められなかったものが34機関あり、また、独立行政法人等では、措置を要する事項があると認められたものが59法人、認められなかったものが132法人あった。

以上